

第62号議案

専決処分の承認を求めることについて (令和3年度品川区一般会計補正予算)

保健予防費(予防接種費および感染症予防費)の追加に伴う一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年8月25日に専決処分を行ったので、同条第3項に基づき、以下のとおり報告し承認を求める。

1 専決処分とした理由

新型コロナウイルス感染症の第5波が全国に波及し、4回目となる緊急事態宣言が発出される中、ワクチン接種の体制整備と自宅療養者等の診療体制を確保する上で、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため。

2 補正予算額

542,255千円

<歳出>

新型コロナウイルスワクチン接種対応経費	504,535千円
感染症対策事業	37,720千円

3 補正予算の内容

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種対応経費

迅速な新型コロナウイルスワクチン接種が可能となる体制を構築するため、休日および時間外の接種経費について、接種1回あたりの単価に診療報酬額から準用した時間外等加算相当分の上乗せを行う。

(内訳) 休日対応分加算	462,040千円
時間外対応分加算	42,495千円

(2) 新型コロナウイルス感染症医療提供体制の確保

- ① 自宅療養中の陽性患者が症状悪化時に、往診医が感染防護策を行った上で診療可能な体制を整備する。
- ② 往診時に入院が必要と判断された場合に、速やかに入院が可能なよう病床を確保する。

(内訳) 自宅療養者等訪問診療委託	21,600千円
病床確保料補助(120日分)	8,520千円
パルスオキシメーター、防護服等購入	7,600千円